

福島県教育委員会社会教育施設におけるキャッシュレス決済を活用した 指定納付業務仕様書

この仕様書は、福島県教育委員会社会教育施設において、クレジットカード、電子マネー及びQRコード決済（以下「キャッシュレス決済」という。）により、利用者から代金を徴収し、県に納付する業務（以下「納付業務」という。）において、必要となる仕様を示したものである。

- 1 業務開始日
令和7年4月1日～令和10年3月31日
※ ただし、契約日から業務開始日より前の日までに決済端末の設置や決済端末使用方法にかかる研修等を行い、業務委託開始日からキャッシュレス決済を稼働させること。
- 2 キャッシュレス決済導入施設及び導入台数
 - 導入施設
福島県立美術館
〒960-8003
福島市森合字西養山1番地
 - 導入台数
2セット
設置済みの機器
卓上POSレジスタ：Web3800P（寺岡精工製 周辺機器を含む）
決済端末：P400（寺岡精工製 周辺機器を含む）
- 3 キャッシュレス決済で取り扱うブランド等
キャッシュレス決済に対応するブランドは提案によることとするが、以下のブランドについては、必ず対応すること。
 - (1) クレジットカード
 - ・「VISA」「MasterCard」「JCB」
 - (2) 電子マネー決済
 - ・交通系ICカード「Suica」「PASMO」
 - ・非交通系ICカード「nanaco」「WAON」「楽天Edy」
 - (3) QRコード決済
 - ・「Alipay」「WechatPay」のうち1つ以上
 - ・上記以外のQRコード決済のうち2つ以上
- 4 納付業務
 - (1) キャッシュレス決済により徴収した観覧料及び図録等代金（以下「観覧料等」という。）については、各月毎に末日（当該日が営業日に当たらない場合は、末日の直前の営業日とする。）を締め日として集計し、翌月15日（当該日が営業日に当たらない場合は、直前の営業日とする。）までに、県があらかじめ指定する方法により福島県指定金融機関の県口座（株式会社東邦銀行県庁支店別段預金）にキャッシュレス決済手段及び決済ブランドの種類に関わらず一括して納付すること。
 - (2) 各月毎のキャッシュレス決済により徴収した観覧料等のキャッシュレス決済のブランドの内訳明細及び取扱手数料の明細が納付予定日の5営業日前までに県が確認可能であること。
- 5 納付事務に伴う取扱手数料
取扱手数料は、各月毎の観覧料等に取扱手数料率を乗じた金額とする。
- 6 決済端末等の条件
 - (1) 卓上POSレジスタ
 - ① Web3800P（寺岡精工製 周辺機器を含む）
 - ② ①以外の機器の場合は下記の条件を満たすもの

- ア 見やすく操作性に優れた大型タッチパネル液晶（15インチ以上）、スキャナー等による基本的な販売機能を有し、業務の円滑な遂行を補助する機能を有すること。
- イ 利用者表示部へは、書品・金額明細、支払額、投入金額、釣銭が表示されること。
- ウ 各レジスタへの連携機能を有すること。
- エ 電子ジャーナルに対応し、文字検索、当日ジャーナル閲覧機能を有すること。
- オ タブにより仮締め切り替えが瞬時に可能である事等、円滑な会計処理ができること。
- カ 各種集計やデータの蓄積機能を備えていること。また、決済方式毎、観覧料等の種類毎に売上げ集計機能を有しており、同日に複数回日計レポートを確認できること。
- キ 据え置き型であること（タブレット型ではない。）

(2) 決済端末

- ① P400（寺岡精工製 周辺機器を含む）
- ② ①以外の機器の場合は下記の条件を満たすもの
 - ア 決済端末1台で3（1）（2）に示した決済が可能であること。
 - イ QRコードの読み取りはPOSレジスタのハンドスキャナーによるストアスキャン方式であること。
 - ウ 決済が承認されていることが容易に確認できること。
 - エ 決済情報はトランザクション（1決済伝票）毎に自動集計され、県がクラウド上で実績の管理情報の出力（PDF・CSV）が可能であること。
 - オ PIC DSSの現行基準に準拠しているクレジット情報非保持型の機種であること。
 - ※ PIC DSS：クレジット会員データを安全に取り扱うことを目的として策定されたクレジットカード業界のセキュリティ基準。
 - カ 出力される伝票はPOSレジスタと同じロール紙が使用できること。

(3) 設置

設置に係る費用は受託者の負担とする。

(4) 運用

- ① 提示されたクレジットカード等の信用照会は、即時与信が可能であること。
- ② カード決済承認番号が即時取得可能であること。
- ③ 収納データを蓄積し、随時、県に情報提供することが可能であること。また、障害発生時に、速やかにデータの復元が可能であること。
- ④ システム構築時に第三者が所有する素材やプログラム等を用いる場合は、著作権の確認など適切な処理を行うこと。
- ⑤ セキュリティ対策やシステム障害対策を十分高じること。
- ⑥ システムデータの更新が容易であること。また、将来的に機能の追加が容易に安価に行えるなど、拡張性に優れていること。
- ⑦ 操作が容易であり県が必要な情報を容易に得られるよう調整すること。
- ⑧ IDやパスワードにより業務権限の管理が行えること。
- ⑨ 停電対策を施すこと。
- ⑩ 営業窓口とサポート窓口は1つとし、365日のサポートができること。
- ⑪ 個人情報の保護等については、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- ⑫ 取扱ブランドのアクセプタンスマークを受託者の負担で掲示すること。
- ⑬ 金額の入力間違い等によるクレジットカード等使用者への訂正連絡については、最大限の協力をする事。
- ⑭ 決済端末等を設置、交換、修繕する場合は事前に県の承諾を受けること。

7 その他

- (1) 端末の操作及びクレジットカード等納付申し出の承認事務等、本業務に関わる事務の一部を県は第三者に委託できるものとする。
- (2) 本仕様書に定めのない事項並びに疑義が生じた事項については、県と受託者と協議の上決定する。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 受注者は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 受注者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、業務を行うために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 受注者は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、発注者の指定する場所で行わなければならない。

2 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 受注者は、業務を行うために発注者から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。

ただし、発注者が別に指示したときは、この限りでない。

(事故発生時における報告)

第9 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(調査等)

第10 発注者は、受注者が業務に関し取り扱う個人情報の管理状況等について、実地に調査し、又は受注者に対して必要な報告を求めることができる。

(指示)

第11 発注者は、受注者が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 受注者は、第7条第3項に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約に

より受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(損害賠償)

第13 受注者又は受注者の従事者（受注者の再委託先及び受注者の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、受注者はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、発注者が受注者に代わって第三者の損害を賠償した場合には、受注者は遅滞なく発注者の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第14 業務に関する個人情報について、受注者による取扱いが著しく不適切であると発注者が認めるときは、発注者はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。